平成２２年（フ）第５００号
岡山県倉敷市中島465番地３　レオパレス105
債務者　川上　壮誠
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１号
岡山県倉敷市北畝２丁目13番38号
債務者　山下千枝子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３３８６号
札幌市豊平区平岸３条12丁目２番23―303号
債務者　本間　麻耶
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４８７号
北海道石狩市花川北６条２丁目25番地１　ノースハイツ62―203号、住民票上の住所札幌市北区新琴似６条14丁目７番20号　よしハイツ202号
債務者　宮林　　忍（旧姓道端・千色）
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７３１号
北海道石狩市花川南２条４丁目11番地　森田マンション２階右
債務者　青木　哲也
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７７９号
札幌市東区中沼西２条２丁目５番12号　ＦＬＡＴ５―201号
債務者　國澤　泰規
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８２４号
札幌市清田区美しが丘３条５丁目８番３―101号
債務者　澤邉　　学
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８２５号
札幌市白石区北郷４条８丁目８番14号　第５ＳＳハイム203号
債務者　佐藤　清美（旧姓澤邉）
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８９７号
札幌市清田区平岡２条２丁目１番51―401号
債務者　笠松　眞弓
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９２３号
札幌市北区北36条西２丁目１番15―205号
債務者　太田　初美（旧姓西澤）
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９３８号
札幌市南区真駒内泉町４丁目３番３―401号
債務者　東山サチ子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１号
北海道檜山郡上ノ国町字小森240番地
債務者　草間　　司
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２２年（フ）第３０号
北海道名寄市風連町北栄町111番地８
債務者　鈴木　一也
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２２年（フ）第４０１号
群馬県高崎市新後閑町４番18号、住民票上の住所群馬県高崎市通町４番地２　プラザビル705号
債務者　竹内　礼果
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３５２９号
名古屋市緑区大高町字西丸根179番地　株式会社セイブ工業Ａ―２―３
債務者　太田　　務
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６９５号
名古屋市緑区鳴子町４丁目56番地　鳴子団地13棟403号
債務者　井代　佳明
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７０２号
愛知県弥富市五明２丁目118番地　リバーサイド五明Ｂ207
債務者　石川　玲子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部